

支部ニュース

2018年5月 No.534

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL0-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●3000万署名学習交流会

※自由法曹団 緊急意見書『安倍改憲』は戦争への道……………田中 隆 1

※3000万署名交流会の報告…………… 3

●オスプレイ配備前倒し強行 防衛省要請……………西原和俊 3

※支部長声明「オスプレイの米軍横田基地への配備強行に抗議する…………… 5

●福島原発被害訴訟

※福島原発被害東京訴訟 3/16 判決のご報告……………仲里歌織 6

※いわき避難者訴訟判決のご報告……………水谷陽子 7

●官邸前行動に対する過剰警備問題の取り組み……………川口智也 8

●3000万署名小金井署不当連行事件……………高嶋健人 9

●三浦佑哉団員 杉並区長選挙に立候補表明

※三浦ゆうや弁護士・杉並区長選挙への支援のお願い……………長沢 彰 10

※「三浦佑哉弁護士、杉並区政に挑戦！～ご支援ください～」……………青龍美和子 11

●メーデー

※メーデーの感想……………平井康太 13

※メーデーに参加して……………菊地智史 13

※三多摩メーデーに参加して……………川口周地 14

●2018 平和のいのちと人権を！ 5・3 憲法集会

※5・3集会を通じて学んだ「自衛」「国防」の欺瞞……………伊藤克之 14

※憲法集会に参加しました……………石島 淳 15

※憲法とその理念を護りたい……………山中マイケル広之 15

●はじめまして 新入団員自己紹介……………高嶋健人 15

●4月幹事会議事録…………… 16

3000 万署名学習交流会

自由法曹団 緊急意見書「『安倍改憲』は戦争への道」

田中 隆法律事務所 田中 隆

第1 はじめに

当初のスケジュールでは、既に他会派との協議に入っているはずであった。だが、いまだに自民党も法文を公式に発表できず、協議にも入れていない。

意見書の目的は、他会派の賛成を封じて、憲法改正原案の国会提出を阻止することである。意見書は既に全国会議員やメディア等に郵送している。

第2 意見書の内容

1 ポイント

意見書では、9条改憲について、憲法がどのように変容するかという憲法論（①）、海外派兵や安保法制がどうなるかという「軍事法」論（②）、書き込まれる自衛隊はどんなものかという自衛隊論（③）の3つの視点で検討し、「抱き合わせ」にされた3項目についての検討を加えている。

2 憲法論

改憲素案は、「必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として……自衛隊を保持する」とする。この規定は、戦力不保持・交戦権否認を定めた9条2項と矛盾することになる。この場合、「後法は前法を廃する」との法諺があるように、9条2項は空文化してしまう。また、「自衛の措置」には特別な制限もないため、「フルスペックの集団的自衛権」行使も容認される。

内閣総理大臣を最高の指揮官とする点については、自衛隊法では「内閣を代表して最高の指揮監督権を有する」と規定することと比較すれば、行政権の範疇を超えた権限（統帥権）を意味しているものと考えられる。「国会の承認その他の統制に服する」という点も、軍規、軍律、軍令等の自衛隊組織の統制まで及ぶことが想定される。

自民党改憲素案は、軍事公共性を人権保障に優先させるものである。

9条の示す平和的解決路線が世界の趨勢である。自民党改憲素案は、このような世界の流れに逆行している。現状を前提とした「護憲的改憲論」は、憲法から乖離した実態に憲法を合わせるものであり立憲主義にもとづくものとは言えない。その点をはっきりさせつつ、「安倍改憲」反対での一致を追及する必要がある。

3 「軍事法」論

90年代以降、海外派兵法が生み出されたが、憲法9条の存在と国民の反対のもとで、PKO5原則などで縛られたPKO法に見られるように大きな制約があった。国際貢献・国際協力を掲げた「90年代改憲」が登場したのは、その制約を除去するためだった。

安保法制（戦争法）は、憲法解釈を変更して自衛隊に世界展開を遂げさせるために策定され、強



行的に成立させられた。安保法制にも憲法9条による制約は働いており、2015年ガイドラインでもくろまれていた世界展開はできる状況ではない。海外派兵・世界展開を憲法の制約から解放するために登場したのが「安倍改憲」である。

災害出動を押しだす主張もあるが、災害対処の第一次的な責任は地方自治体にある。さまざまな団体や個人が行った救助活動のなかの一つの組織として自衛隊がいたに過ぎず、自衛隊を憲法に書き込む理由にはならない。

安倍首相は「改憲をしても閣議決定の解釈は変わらない」と言うが、4月18日の自民党憲法改正推進本部の記者会見では、そうは明言されていない。「改憲しても改正前の閣議決定は不変」というのは、「閣議決定が最高法規」というのと同じである。フルスペックの集団的自衛権などが容認され、9条2項が死文化するのは明らかだ。

4 自衛隊論

「書き込まれる自衛隊がどんなものか」は重要な問題だが、意外に知られていない。

装備・任務・訓練のいずれの点でも、自衛隊は「専守防衛」のタテマエと乖離したものになってしまっている。

「日本版海兵隊」の水陸機動団が編成されて強襲揚陸艦の「おおすみ」「しもきた」と一体的運用され、2万6千トンの「いずも」にF-35B戦闘機の搭載が検討されている。安保法制で、集団的自衛権の容認、日米一体化、紛争地域への派兵が押しだされて任務が拡大した。朝鮮半島や中東での作戦を想定した共同訓練が続けられ、日米共同訓練は年間1200～1300日に達している。この自衛隊は、「献身的に災害救助につとめる自衛隊」でも「国民のくらしを守る自衛隊」でもない。

憲法に明記するということは、攻勢化・外征化し、「日米共同軍」化した自衛隊を、憲法上で認めること意味する。問い直されるべきなのは、こうした日米安保・日米同盟のあり方だ。

5 「抱き合わせ」3項目

「安倍改憲」は9条が「本命」で、他は9条改憲のための「抱き合わせ」である。

緊急事態対処・国会議員の任期、教育の意義や無償化、選挙制度や選挙区のあり方は、それぞれが極めて重要な問題である。それにもかかわらず、本質的な検討をまったくしないまま便宜的に「抱き合わせ」にしたことは重大な問題である。

教育無償化は維新、「合区」廃止は参議院議員が主張し、議員任期は旧民主党などにも賛成意見があった。「抱き合わせ」は、彼らを改憲の土俵に引きずりこむためのものである。緊急事態対処・投票延期や教育無償化は法律によって可能であるし、「合区」の問題は選挙制度の抜本的改正で解決すべきものである。また、全権委任法型の政令制定権を持ち込み、国家における教育の役割を書き込むなど、国家主義的色彩が強いものになっている。

第3 まとめ

来年のいっせい地方選挙、天皇「代替わり」、参議院選挙の政治日程から、「安倍改憲」の実現には「いっせい地方選前の国民投票が不可欠」とされている。とすれば、通常国会に憲法改正原案の提出ができなければ、「安倍改憲」は破たんに瀕することになる。

国政にかかわる問題が噴出して安倍政権の支持率が低下し、朝鮮半島で南北対話・米朝対話がはじまろうとしているこの5月が、まさに決戦のときである。「安倍改憲」を未然のうちに葬り去るため、東京から声をあげ、緊急意見書を地元国会議員やメディアに届け、要請する活動を行っていく。

(記事は講演内容に田中 隆団員が加筆した原稿を掲載したものです)

3000万署名交流会の報告

4月24日、文京シビックセンター会議室において、田中隆団員による学習会に引き続き、3000万署名取組みに関する交流会が行われました。当日は、弁護士・事務局をあわせて、18事務所・27名が参加しました。

交流会では、各事務所から、3000万署名に対する取組みの紹介が行われました。多くの事務所から、事務所ニュース等の郵便物送付時に署名用紙を同封し一定の効果があつたこと、街頭宣伝などに積極的に取り組んでいることなどが報告されました。また、相談室に署名用紙を置いたり、学習会に講師を派遣したりするなど、日々の業務の中での活動も報告されました。東京法律事務所からは、事務所周辺の寺社や教会に憲法カフェ開催を提案したり、ゆるキャラを作って街宣に活用したりしているという取組みも紹介されました。それぞれの事務所が、工夫して活動に取り組んでいることが分かり、参加者は大いに刺激を受けたことと思います。

会の最後に、野澤幹事長から、マスコミ要請、地元国会議員要請、一斉街頭宣伝の行動提起がなされ、会は盛況のうちに閉会しました。

みなさん、目標達成に向けて取り組んでいきましょう！

行動提起

- 1 3000万人署名と安倍内閣退陣をセットで訴える。
国政私物化する安倍内閣に改憲いう資格なし。安倍嘘つき内閣の改憲宣伝も嘘。
安倍政権不支持を表明できる署名は3000万人署名しかない。
ビラや訴えに意識的に織り込む。
- 2 自民党改憲案の危険な内容を知らせる
・安倍改憲で9条2項は死ぬ。フルスペックの集団的自衛権に道拓く。自衛隊員の犠牲必至。
・5月7日～18日までに、マスコミ要請、地元国会議員要請を行う
- 3 目に見え、音に聞こえる活動を
・5月16日～17日を都内各地で一斉街頭宣伝日とする

オスプレイ配備前倒し強行抗議 防衛省要請

事務局次長 西原 和俊

1 オスプレイの配備強行に抗議する声明

2017年中に CV-22 オスプレイ 3機を東京の米軍横田基地に配備する計画は、2019年10月から2020年9月に延期されたはずでした。それを前提としても、2021年ころまでに10機が配備されるとの計画自体は変更されていなかったことから、自由法曹団東京支部では、昨年11月22日、立川地域幹事会において「オスプレイの飛行中止・米軍横田基地への配備中止とすべての在日米軍基地の撤去を求める決議」を上げ、昨年12月1日には、当該決議執行のため防衛省への要請行動も行ないました。

しかしながら、2018年4月3日、突如、CV-22 オスプレイ 5機を2018年夏頃までに米軍横田基地に配備し、段階的に10機と要員約450人を配備するとの計画前倒しが公表されました。4月4日には、横浜市の米軍港湾施設に5機のオスプレイが陸揚げされ、翌5日には米軍横田基地へ飛来しています。この事態を受けて、東京支部では4月9日付けで「オスプレイの米軍横田基地への配備強行に抗議する」声明を発表しました。

2 防衛省への要請

4月20日、上記声明に基づく要請行動のため防衛省へ行きましたので、その際の報告をします（小部支部長、野澤幹事長、平松事務局長、西原が参加）。防衛省側からは7名が出席し、防衛政策局日米防衛協力課の担当者及び地方協力局地方調整課の担当者が我々の申し入れに受け答えするという形式でした。

声明に対する応答としては、CV-22 オスプレイの配備はアジア太平洋地域の安全に資するばかりでなく、首都直下型地震及び南海トラフ地震等の大規模災害の救援活動にも機動的に対応することができる、国として配備見直しを求めることは考えていない、という決まりきった回答でした。前回要請の際と同様、なぜ今配備が必要なのか、なぜ安全性に重大な懸念が示されているオスプレイでなければならないのかという点に対する具体的な回答はありませんでした。

今回の配備前倒しについて周辺自治体から理解を得られているという認識なのかという質問に対しては、周辺自治体への安全確保に関する情報提供はなされているという認識であり、在日米軍司令官へ最大限の配慮をするよう申し入れを行なっているとのことでした。オスプレイの安全性について、機構、構造、システム上の欠陥はないという認識であるとの回答がありましたが、米軍が安全と言っているのだから安全なのだという盲目的な姿勢を感じざるを得ませんでした。

今回の配備前倒しが公表されていなかったことに関連し、省としてオスプレイ配備の目的、現在どこに行き何をしているのか、今夏の本格配備等どこまで具体的に把握しているのか回答を求めました。目的については、特殊作戦部隊の輸送が主な目的であり部隊の目的自体は幅広いものである、参加する訓練の詳細は回答する立場にない、というものでした。今夏の本格配備に関しても、訓練の詳細に関して回答する立場にない、住民理解についても平成27年10月実施の環境レビューにより情報提供は実施しているという認識であるとの回答でした。

実りのある回答が得られたとは言えませんが、今回の配備前倒しは、国民の安全を守ることから逆行するものであり、国民と米国、どちらを向いて行政をしているのか改めて考え直して欲しいと強く訴えて今回の要請行動を終えました。

3 雑感

オスプレイを巡る重大事故やトラブルが相次いでいるなかで、人口密集地域にある米軍横田基地への配備は、周辺住民の生命と安全、平穏な暮らしに甚大な被害を生じさせることが明らかです。4月27日、南北首脳会談がおこなわれ、5月には米朝首脳会談がおこなわれる予定であり、対話が始まろうとしている中での配備の前倒しはこうした状況に背を向けるものであるといえます。

今後も様々な活動を通じて、オスプレイの配備撤回、オスプレイは日本のどこにもいないという声を上げていきましょう！



オスプレイの米軍横田基地への配備強行に抗議する

アメリカ政府は、2015年5月、日本政府に対し、CV-22オスプレイを東京の米軍横田基地に配備することを通告した。当初は2017年中に3機を配備するとされていたが、配備計画自体は2019年10月～2020年9月に延期されたはずである。

それにもかかわらず、2018年4月3日、突如、米軍オスプレイの横田基地（東京都）への配備前倒しが公表され、4月4日、横浜市の米軍港湾施設に5機のオスプレイが陸揚げされ、翌4月5日には米軍横田基地に飛来した。

オスプレイは、敵地の強襲作戦や要人の暗殺、拉致、対テロ作戦などの特殊作戦を任務とする機体である。このような特殊攻撃的機体を横田基地に配備することは、同基地を日米共同の特殊作戦や海外侵略の最前線基地とすることにほかならない。日本国民の事前の了承のないままの今回の横田基地へのオスプレイ配備の前倒しも、このようなアメリカの軍事優先主義と軌を一にするものであり、厳しく批判されなければならない。

また、在日米軍から日本政府に対し、オスプレイ配備の通報があったのは3月16日だったものの、公表が配備前々日となったのは米軍から公表を控えるよう要請をされたためとされている。しかし、在日米軍による情報統制に盲従して、配備に対する国民の不安や批判を全く意に介さない日本政府の対応は許されるものではない。

これまでもオスプレイは、世界各地でたびたび重大な事故を惹起しており、2016年12月には沖縄・普天間基地所属の機体が名護市安部の海岸、2017年8月には、やはり同基地所属の機体がオーストラリア東部クイーンズランド州沖合の海上に墜落している。その原因も解明されていないまま、今回、横田基地へのオスプレイが前倒しで配備されること自体、国民生活の安全よりも米軍支配を優先するものであり、このような日本政府の姿勢は米軍による支配に服従する姿勢であり断じて容認することはできない。

東京地方裁判所立川支部は、昨年10月11日あらためて横田基地の周辺に居住する住民について、米軍機騒音による被害の発生を認定し、国に対して損害賠償の支払を命じている。にもかかわらず、死亡事故を繰り返し、安全性に疑問があるオスプレイの配備を強行する自体、基地騒音被害の根絶、国民の生命と安全、平穏な暮らしを求める国民の希望を踏みにじるものであって到底許されるものではない。

私たちは、日本国憲法9条・前文が定める国際協調主義に基づく平和主義の原則を堅持する見地から、今回の在日米軍による横田基地へのオスプレイの配備の強行に抗議し、日米両政府に対し、横田基地へのオスプレイ配備の撤回を求める次第である。

2018年4月9日

自由法曹団東京支部
支部長 小部正治

福島原発被害訴訟

福島原発被害東京訴訟 3/16 判決のご報告

東京東部法律事務所 仲里 歌織

1 はじめに

2018年3月16日、東京地方裁判所民事第50部は、福島原発被害東京訴訟（1次訴訟・2次訴訟）について、国の責任を認め、国と東電に賠償（約6000万円）を命じる判決を言い渡しました。

東京訴訟は現在4次訴訟まで提訴していますが、今回判決が出されたのは、1次・2次訴訟になります。1次・2次訴訟は、2011年3月11日に発生した原発事故による福島から東京への避難者及びその家族（滞在者）である17世帯48名が原告となり、2013年3月11日に提訴したものです（提訴後1名が亡くなっているため、判決時47名）。

2 判決の意義・課題

1次・2次訴訟の原告は、主にいわき市等の区域外避難者が中心となっていることから、区域外避難者に対する東京での初の判決という意味でも注目を集めていました。

3月16日の東京訴訟判決では、昨年3月の前橋地裁、同年10月の福島地裁、前日の3月15日に出された京都地裁に続き、国の責任を断罪し加害責任を明確にしたこと、区域外避難者について避難の合理性を認めたこと、中間指針を超える賠償を命じたこと、引用部分を除いて「自主避難」という言葉を使用していないこと、区域外避難者の避難について事故により避難か滞在かの選択を迫られる地位に立たされたことを「強制」と評価し、強制による居住地決定権侵害を認めたこと等の成果が指摘できますが、他方で、避難の合理性を認める期間を原則として2011年12月までとし、それにより賠償額が被害実態にそぐわない低い金額になっている点等が大きな課題として残りました。

弁護団としては、これまで原告らの被害の甚大さについて、早稲田大学人間科学学術院教授・早稲田大学災害復興医療人類学研究所所長の辻内琢也先生の意見書・尋問等を通して明らかにしてきました。辻内先生の意見書（「福島第一原子力発電所事故被害者の受けている甚大な精神的苦痛―大規模アンケート調査による実証的研究結果から―」）・尋問では、原発事故による被害者の多く（回答者の4割を超える人数）がPTSDの可能性のある程に高いストレス症状を呈していること、調査が行われた事故4年目にしておお症状が続き、その構造は、構造的暴力による社会的虐待というべき極めて深刻なものであることを明らかにしてきました。

本人尋問でも、家族離散を余儀なくされ、「自主避難」という線引きにも苦しめられ、幸せな日常や思い描いていた夢が奪われ、健康不安や経済的な不安等抱えきれないほどの大きな不安を抱え、「お手洗いに手すりがあるんですけど、ここの手すりに紐をくくったら娘と一緒に自害できるかなとか、そういうふうを考える日もありました。」という原告の言葉に表れているとおり、いかに甚大な精神的苦痛を受けているかを明らかにしてきました。

提訴から5年、訴訟を闘うなかで、原告の被害の甚大さを痛いほど感じていただけに、裁判所が、被害実態を真正面から受け止めていないことに、乗り越えなければならない大きな課題を突きつけられた判決でした。

3 控訴審へ

3月29日、原告全員は控訴しました（なお、国と東電も控訴をしています）。被害実態を真正面から受け止めた判決を求め、今後も闘っていきます。

それとともに、国の責任が何度も認められ定着している以上、加害責任を前提とした被害救済の実現・全面的解決を目指し、法廷内外で取り組んでいきますので、今後とも、様々な形でご支援ご協力を頂ければ幸いです！

いわき避難者訴訟判決のご報告

代々木総合法律事務所 水谷 陽子

1. 訴訟の概要

（1）概要

福島原発被害弁護団として2011年10月16日、東京電力を被告として福島地方裁判所いわき支部に提訴し、本年3月22日に第1陣の判決を迎えました。

原告は全体で188世帯、第1陣は77世帯207名です。いずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楢葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民で、現在も多くがいわき市を始め福島県内外において避難生活を強いられています。

（2）損害論

本訴訟の特徴は、損害論です。避難慰謝料とは別個にふるさと喪失慰謝料を求めてきました。

避難慰謝料とは避難先において強えられる不自由、不安、不便、心身の苦痛等の著しい日常生活阻害に対する慰謝料で、事故発生から避難生活が終了まで、一人につき月額50万円を請求しました。

ふるさと喪失とは、地域での人的交流、地域の文化的な交流、風景や自然の恩恵、生活を支える経済的基盤の交流、自宅での生活状況などといった、地域全体での生活利益が根こそぎ奪われた損害で、その慰謝料として一人につき2000万円を請求しました。

立証では、各世帯から原則1名の代表に、その世帯の被害を明らかにするための本人尋問を実施し、2016年に3回の現地検証を行い、損害の実態について丹念に立証を重ねました。理論面では、2017年3月、専門家証人として除本匡史・大阪市立大学教授（環境経済学）の証人尋問を実施しました。

2. 判決内容

（1）一律的な認容金額

原告の居住していた地域ごとに、一律に150万円あるいは70万円で慰謝料請求を認容するものでした。すなわち、帰還困難区域の原告には、慰謝料を1600万円とし、既払い1450万円を差し引いた150万円を、居住制限区域・解除準備区域の原告については、慰謝料を1000万円とし、既払い850万円を差し引いた150万円を、緊急時避難準備区域の原告には慰謝料250万円とし、既払い180万円を差し引いた70万円を一律に認容しました。帰還の有無・時期による区別はありません。

（2）事実認定

原告が主張した被害事実を驚くほど全面的に認定するものでした。損害総論では、原告の主張の被害事実、損害要素のよくできたダイジェスト版ともいえるべき事実認定でした。損害各論では、原告ら世帯ごとに作成した最終準備書面別紙をほぼそのまま判決別紙として添付し、裁判所の事実認定として流用するという、衝撃的なものでした。

（3）損害評価

一方で、損害評価では、被侵害利益について言及しないまま、避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料を区分せず、包括的・総合的に評価しました。事実認定から上記の認容金額が具体的にどのように導かれるのかは明らかにされませんでした。

3. 判決の評価

原告の主張するふるさと喪失損害の被害事実を認定し、損害要素として認めたという点では、ふるさと喪失損害について（ごくごく部分的にですが）救済するものといえます。また、帰還の有無・時期等の個別事情を問わず慰謝料の増額を認めた点には、原賠審の中間指針に基づく既払いの慰謝料が不十分なものであるという批判的评价が現れています。他の弁護団の判決と並んで中間指針による賠償の範囲・水準が不十分であることが示されたのは、今後の全面的な解決にとっても重要な足掛かりになるでしょう。

一方で、指針の水準を修正した程度がわずかである点は、今後克服すべき課題となりました。いわき支部で続く2陣、3陣の審理と、仙台高裁での控訴審においては、ふるさと喪失損害についてどれだけ真に被害に迫った評価をさせるかが課題です。他の弁護団とも協力しながら、頑張っていきます。

官邸前行動に対する過剰警備問題の取り組み

東京法律事務所 川口 智也

1 官邸前見守り弁護団の活動

官邸前見守り弁護団（以下「見守り弁護団」）は、2012年頃から、官邸前や国会周辺におけるデモや抗議活動を見守り、表現の自由を守るために活動してきた有志の弁護士集団である。私は、今年3月中旬以降、「森友問題」や「公文書改ざん問題」等に抗議する多数の市民が展開した官邸前における抗議活動に参加する中で、警察の過剰な警備体制を目の当たりにしたことを契機に、3月16日以降、見守り弁護団の一員として、「見守り」活動を開始した。以下、見守り弁護団の活動に取り組む中で、実際に目撃した過剰警備の一端について述べる。

2 過剰警備の実態

- (1) 抗議活動に対する警察の警備活動は、いわゆる「雑踏警備」という位置づけである。警察は、任意の協力を求めるという形で、交通整理を行うことができるにすぎない。しかし、警察が一連の抗議活動に対して行った警備活動は、明らかに必要な限度を超えた過剰なものであった。
- (2) 過剰警備の実例は枚挙にいとまがないが、以下では、特に重大な問題と思われる事例を5点記載する。（Twitter等のSNSで、過剰警備に関する写真や動画が多数掲載されています。官邸周辺の地図などと併せてご参照ください。）

①東京メトロ「国会議事堂前駅」出口の封鎖

抗議参加者の大半は、抗議活動を利用するため、最寄り駅である東京メトロ国会議事堂前駅を利用する。警察は、国会議事堂前駅の各出口に多数の警察官を配置して、出口を封鎖するという不当な通行規制を行った。

②官邸前の歩道の通行規制

警察は、国会議事堂前駅出口から官邸前に向かう歩道上に、紐や鉄パイプで連結した鉄柵を設置し、これに沿って多数の警察官を配置して、抗議参加者が官邸前に移動することを妨害した。

この規制が行われた状態で人が押し寄せると、将棋倒しが発生するおそれがあり、参加者の身体が危険に晒される。また、不当な通行規制に激怒した抗議参加者と警察官が、ぶつかり合う状態にあるため、不当逮捕を誘発する。

③警察官による暴力・暴言

警備に当たる警察官による暴力・暴言が多数目撃されている。抗議活動参加者プラカードやカメラを手で払いのける、背後から肘打ちする等の暴力や参加者に対する威圧的・侮辱的な言動が報告されている。

④救護活動、弁護活動の妨害

救護班や弁護士が、突発的な事象に対応するため、緊急の必要性がある場合には、車道を通行することが必要不可欠である。しかし、警察は、救護班や弁護士が車道に出ることを原則として禁止し、救護活動や弁護活動を妨害した。

⑤写真・動画撮影

写真・動画撮影の要件を充足する状況がないにもかかわらず、抗議参加者の容姿を撮影する行為が行われている。弁護士が抗議すると一時的に撮影を中止するが、目を離すと撮影を再開する。

3 過剰警備への対応

見守り弁護団は、過剰警備の改善を求め、3月29日に警察庁、4月5日に警視庁への申入れを行った。いずれも、国会議員や東京都議の同席の下、過剰警備の問題点を指摘した申入書（見守り弁護団ホームページに掲載）を交付し、警視庁への申入れ後には、記者会見を行った。また、3名の国会議員が、見守り弁護団の提供した情報に基づき、委員会で過剰警備に関する質問を行った。こうした活動の成果もあり、4月以降、上記①ないし⑤の各問題点も含め、警備体制に若干の改善が見られた。しかし、依然、過剰警備というべき状態は解消されていない。警察は、過剰警備の問題を指摘されると、「交通・参加者の安全を守るため」という決まり文句を繰り返し、警備体制を改めない。今後も、引き続き、過剰警備の問題を提起し続けなければならない。

3000 万署名小金井署不当連行事件

三多摩法律事務所 高畠 健人

1 事案の概要

(1) はじめに

この事件は、安倍政権の改憲の動きに反対し、憲法を守る運動に参加している A さん（80 歳）、B さん（70 歳）、C さん（74 歳）の 3 名が 1 組となって「安倍 9 条改憲 NO! 3000 万署名」活動のためにマンションに立ち入ったことに対して、小金井署が住居侵入罪にあたるとの嫌疑をかけ、当日、3 名をなかば強制的に現場から本署に連行したうえ、取り調べを行なった事件である。弁護団は、長尾宜行団員、佐藤宙団員、私である。

(2) 時系列

3 月 31 日（土）午前 10 時 30 分頃、戸別訪問のために小金井市にあるマンションに入り、1 階から順にインターホンで呼び出して署名をお願いして、2 階には外階段で上がった（ほとんどが留守

か、在宅でもインターホン越しに署名を断られた)。その後、当該マンションでの署名活動を終えて、別の場所で署名活動を行っていたところ、警察官 2 名が来て「不法侵入になる」等と言われ、当該マンションの住民から通報があったことを告げられた。

午前 11 時過ぎにパトカー 3 台、白いワゴンの警察車両 1 台が現場に到着し、住居侵入の容疑で任意同行として小金井警察署まで連行され、取り調べを受ける。

午後 1 時 30 分頃、国民救援会を通じて連絡を受けた長尾団員と私が小金井警察署において 3 名と面会し、午後 2 時 20 分頃に 3 名とともに小金井署を退去する。

2 当該マンションについて

3 階建ての低層マンションで、マンションの敷地入口両側にビラやチラシの投函、許可のない方の立ち入りを禁止する旨の一般的な張り紙があるものの、敷地入口に門や扉はない。

1 階の出入口にオートロック等の設備はなく、2 階には 1 階出入口を経ずに外階段で直接上ることができ、マンション外部から扉やドアの開け閉めをすることなく、直接各戸のドアまで行けるような構造になっている。

3 小金井署の対応について

3 名の署名活動は、憲法 21 条 1 項の定める表現活動であるとともに、参政権の性格を有するものとして強く保障されなければならない。署名活動は、紙とペンさえあれば誰でも行うことのできる表現活動であるとともに、その性質上、受け手と対面して自らの意見を伝えることではじめて意味を持つものであるから、表現活動が多様化する現代においても、代替困難な表現手段として重要な意味を有している。

前述したマンションの構造からも分かるように、客観的にみて部外者の立ち入りが禁止されていることが明らかな外部と隔離したマンションではなく、立ち入った場所はそもそも居住者だけでなく郵便や宅急便の配達員といった外部者も立ち入ることが予定されている共用部分であり、3 名による立ち入り行為も居住者の日常生活の平穏に何ら実害をもたらすものではなかった。

にもかかわらず、小金井署は、署名行為のためにマンションに立ち入った行為が犯罪であるとして、事前の警告もなく半ば強制的に連行したうえ、3 名の所属団体、署名活動の目的、当日の行動計画の具体的内容等、本来自由であるべき市民の活動内容について取り調べを行っており、憲法の意義・価値を無視した人権侵害行為であると言わざるを得ない。

4 今後について

今後は、早急に不起訴を求める活動をしていくとともに、「守る会」を立ち上げて支援を訴えていきます。また、学習会等を通じて、事件について市民の方々に広く知ってもらう予定です。

三浦佑哉団員 杉並区長選挙に立候補表明

三浦ゆうや弁護士・杉並区長選挙への支援のお願い

杉並総合法律事務所 長沢 彰

杉並区長選挙が、6 月 17 日告示、6 月 24 日投票で行われます。当事務所の三浦ゆうや団員が、市民団体からの要請を受けて、無所属・無党派の区長候補として立候補することになりました。

三浦ゆうや団員の、ひととなり、活動歴、政策、企画については、新64期で同期の青龍美和子団員が述べていますので、重複を避けます。

杉並の市民運動の現状について報告します。杉並では、市民団体「自由と平和のために行動する議員と市民の会 @杉並」が、「安保法制」を廃止し、立憲主義を取り戻す、安倍政権の暴走をやめさせる、そのために衆議院東京8区（杉並）において、野党の統一候補の擁立を目指しました。結果として、統一はできませんでしたが、石原伸晃（自民）の99863票に対して、野党の統一候補を支持して運動に参加していた3候補の得票総数は、11万679票でした。今回は、必ず、統一候補が勝利することを確信しました。

このような流れの中から、杉並区長の市民候補を擁立しようという動きが出てきました。現職区長は、8年前、民主党の都議会議長経験者でしたが、8年経過する中で、自民党を含むオール与党体制が出来上がってきました。その政策は、自民党政治と同じく、構造改革・新自由主義・規制緩和路線であり、市民の声を無視する政策を展開しています。

三浦団員は、東京に出てきてから13年にわたり杉並区高円寺に居住し、杉並の運動に関わってきました。三浦団員は、「9条の会」「議員と市民の会 @杉並」「杉並住民訴訟」「地域学習会」などの活動を通じて、市民を代表する候補者にもっともふさわしいとして、多くの方から立候補要請があり、それを受けて、立候補を決意しました。

既に、キックオフ集会を大成功させ、朝の駅頭街頭宣伝、タウンミーティング、夕方の街頭宣伝などで区民に対して政策を訴える活動を展開しています。

団員の皆様には、三浦団員への物心両面の支援をお願いする次第です。

募金の振り込みは、次の口座をお願いします。

【募金の送金先】

ゆうちょ銀行 記号・10160 番号・88070401

口座名義 長沢 彰（ナガサワ アキラ）

【他の金融機関からの送金先】

〔店名〕〇一八（ゼロイチハチ）

〔店番〕018 〔預金種目〕普通口座

〔口座番号〕8807040

「三浦佑哉弁護士、杉並区政に挑戦！～ご支援ください～」

東京法律事務所 青龍 美和子

私は杉並区に住んでいるのですが、6月24日、杉並区の区長を決める日があります。

すでにご存じの方も多かもしれませんが、私と山添さんの同期（新64期）の三浦ゆうや弁護士が区政に挑戦することを決意しました。

三浦さんは京都出身ですが、大学入学と同時に高円寺周辺に住み始め、以来、十数年杉並区を地元で学生生活、弁護士ライフを送ってきました。2011年12月に代々木総合法律事務所に入所、昨年、杉並総合法律事務所をたちあげ、移籍。

【三浦ゆうやさんの杉並での活動歴】

- ・高円寺小中一貫校の建設に抗議行動をしていた住民に対して、区がスラップ訴訟を起こしてきたことに対して、住民側の代理人
- ・杉並民商税金訴訟
- ・杉並区内のアニメ会社でのパワハラ、残業代請求事件など
- ・憲法カフェなども何度も講師を担う（とくに路上で憲法カフェなども）

などなど、地域に密着した事件活動を中心に取り組んでおり、住民から厚い信頼を受けています。首都圏青年ユニオンと一緒にカフェ・ベローチェの雇止め事件の弁護団でも活躍しました。2013～2015年には当支部の事務局次長も務めています！

私も「生業を返せ…」福島原発訴訟や、首都圏青年ユニオンの顧問弁護団と一緒にやってきました。一昨年には、他の同期の仲間と一緒に沖縄に遊びに行ったりもしました。お酒好きで高円寺を夜な夜な飲み歩いていましたが、酔っても絡んだりせず陽気になるので、一緒に飲んでいて楽しい人です。

現在の杉並区長は民主党の都議だった人ですが、その前の自民党区長の悪いところを引き継いで、区政では住民の声を無視し、区立施設の再編と言って開発等を進めたり、公用車 を私用していたりしているそうです。杉並は待機児童ゼロになったと大宣伝していますが、区立保育園の大規模民営化や、公園をつぶして保育園をつくったり、認可保育園の不足など、問題はたくさんあります。

区民の草の根の共闘で、三浦さんに何度も区政への挑戦の要請があり、今回決意しました。「みんなでつながる《住民自治のまちすぎなみ》の会」（つながる会）が支援しています。つながる会の呼びかけ人は、池田香代子さんなどの著名人が名を連ねています。自民・公明に対する野党共闘はまだできていない状況ですが、模索しています。

政策は、4つの柱（①くらし最優先＝社会保障の充実等、②保育・子育て・教育環境の改善、③住民の声を生かすクリーンな区政、④真の「働き方改革」を杉並から）④はとくに熱が入っていて、私も一番いいなと思いました。公契約条例の制定、区事業の民間委託の見直し、区職員の正規化、区内で働く人の実態調査（白書を出す）などです。

4月13日に区政へ挑戦することを表明する記者会見をし、15日にキックオフ集会を開きました。会場に座りきれないほどの支援者が集まり、区政に対してたくさんの要求が出ました。三浦さんの演説もわかりやすく、三浦さんらしさが出ていてとても良いです。

区民かどうかはともかく、ぜひご支援ください。まず、賛同人になってください！！（「みんなでつながる《住民自治のまちすぎなみ》の会」で検索してください）そして今後もタウンミーティングが企画されていますので、ぜひご参加ください。

5月13日（日）15：30～ @阿佐ヶ谷区民センター（阿佐ヶ谷駅徒歩5分）

テーマ：憲法 ※終了後、17：30頃から阿佐ヶ谷駅前での街頭宣伝もあります。

5月26日（土）午後（時間未定） @セシオン杉並 大決起集会！

勝てるチャンスもある選挙です。ぜひぜひ、ご支援よろしくお願いします！！

メーデー

メーデーの感想

東京法律事務所 平井 康太

メーデーは複数の日程で開催されていますが、5月1日のメーデーに参加しました。

先月、メーデーの起源となったヘイマーケット事件の現場や、ヘイマーケット事件で証拠もなく処刑されてしまった労働者のお墓に行ってきたこともあり、今回、メーデーに参加してみて少し感慨深かった……ような気がします。

ヘイマーケット事件で処刑されてしまった労働者が今回のメーデーを見たらどのように思うのかは分かりませんが、参加した人たちがメーデーをどのように思ったのか、歩道上の人たちはデモをどのように思ったのか聞いてみたいと感じました。

みなさんは、今回のメーデーをどのように思いましたか。



メーデーに参加して

東京南部法律事務所 菊地 智史

今回、私はギラギラと突き刺すような日差しの中、午前10時から労弁のビラ撒きに従事しました。ティーンのお洒落タウン、古くは鈴木蘭々、新しくはきやりーぱみゅぱみゅを生んだ「青文字系」の街原宿で、ひたすらビラを撒きました。10時30分頃には労弁のビラがあらかたはけたのでのびのびとした気持ちになったところ、団のビラを山のように手渡されました。そして、ビラを撒ききる度に新たなビラを手渡されるという無限ループが始まったのです。



無限の時間が終わった後、私は東東京の方の事務所の悪い同期とおいしいウイスキーと同じ名前の事務所の悪い同期に教唆され、ビールという悪魔の飲料を飲んでしまいました。そして、アルコールの影響で鉛のように足が重くなったところに、絶望の進軍ラッパが鳴り響き、炎天下の死の行軍が始まったのです。

くり返しになりますが朝10時から過酷なビラ撒き労働に従事しており、日射病と闘いながら決死の思いで外苑前にたどり着いた私に、弊所の佐藤弁護士が言い放った言葉は以下です。

「君、その腹はダメだね。デブだよ。」

顔も前腕もやけどに近いくらいひりひり日焼けしましたし、最高のメーデーになりました☆

三多摩メーデーに参加して

三多摩法律事務所 川口 周地

初夏というよりも真夏のような暑さのなか、第89回三多摩メーデーが開催され、2500人が参加者しました。井の頭公園西園では2年ぶりの開催でした。

「偽造（ギゾウ）、捏造（ネツゾウ）、安倍晋三（アベシンゾウ）」と来賓の吉良よし子参議院議員も言っていましたが、今年のメーデーは、安倍政権のひどいデタラメぶりが露呈されたにもかかわらず、それでも「働き方改革」を強行しようとするこゝろへ怒りで盛り上がりました。

その後のデモ行進では、私たち多摩地域の団員や法律事務員たちは横断幕やプラカードを掲げて吉祥寺の街を歩き、沿道の市民に安倍政権による「憲法改悪反対」「働き方改革反対」のアピールしました。



2018 平和のいのちと人権を！ 5・3 憲法集会

5・3集会を通じて学んだ「自衛」「国防」の欺瞞

日野アビリティ法律事務所 伊藤 克之

5月3日の憲法集会が有明で開催されるようになって2回目の参加でした。

今年は、安倍政権の相次ぐ不祥事とそれにも関わらず政権維持と改憲に固執する安倍政権への怒りと危機感からか、例年を上回る6万人が参加し、いつもにも増して盛況だったように思います。

様々な方の発言の中で特に印象的だったのが、ブレ企画の憲法カフェにも参加された清水愛砂さんが、「自衛」や「国防」という言葉の欺瞞を、パレスチナに行った実体験から語られたことでした。こういった言葉に一定の説得力を感じる人が多いことを考えると、私たちがこれらの言葉の欺瞞性を常に意識しておく必要があると感じました。

そして、安倍政権を退陣に追い込み、憲法改正を止めさせるためには、未だ3割近くいる安倍政権を支持する人にどう私たちの声を届けていくかを引き続き考えていかなければならないとも感じつつ、デモ行進に加わりました。



憲法集会に参加しました

八王子合同法律事務所 石島 淳

5月3日の憲法集会。心配された雨は午前のうちにあがり、臨海広域防災公園には6万人が集いました。一昨年が5万人、昨年5万5000人で、今年はそれを上回り、参加者の広がりを見せています。

今年はマルクス生誕200年。記念して映画が製作され、その中でも出てくる彼の言葉があります。「哲学者たちは世界をたださまざまに解釈してきただけである。しかし肝腎なのはそれを変えることである」

今の政権のひどさは日々明らかになっていて、改めてあれこれの注釈を施すまでもありません。必要なのは変えること。そしてそのきざしは見えつつあります。

集会では、改憲Noの署名数の中間発表があり、1350万筆を超えたことが報告されました。署名を集め切り、改憲のたくらみを葬り去って、安倍政権を退陣に追い込みましょう。

憲法とその理念を護りたい

東京法律事務所 山中マイケル広之

そんな想いを胸に、今年も憲法集会に参加しました。

安倍政権による立憲主義・民主主義を無視した政治が今もなお続けられており、時が経つごとに様々な問題が起きています。それによりあらゆる分野で多くの被害者が生み出され、今回の憲法集会では各分野に関して当事者や著名人、政治家が各々の想いを訴えました。それらは彼/彼女らだけが感じているものではなく、多くの人が同じ想いを抱いているのだと、またそのような人が増えているのだと思います。今年の集会参加人数は6万人と、去年の5万5千人より増えており、また集会趣旨とも一致する「3000万人署名」は1350万筆を突破するなど、安倍政権に対するレッドカードを突きつける人が大勢いることを肌で感じる事ができました。人々が安心して暮らせる社会を実現するために安倍勢力から憲法を護っていきたくて改めて感じました。

はじめまして 新入団員自己紹介

三多摩法律事務所 高島 健人

第1 はじめに

三多摩法律事務所の高島健人と申します。70期の弁護士で、2017年12月に弁護士登録をしたばかりの新人です。簡単ではありますが、自己紹介をさせていただきます。

第2 弁護士を志した理由

私は、困っている方々を助けたいという思いから、弁護士を志しました。では、何故困っている方々

を助けたいと思ったのか今になって考えてみると、祖父が関係している気がしています。

私の祖父は、太平洋戦争に兵士として徴兵され、実際に海外の戦地で軍事行動をしました。もっとも、祖父は日本に帰ってきてから祖母や娘達に戦争の話を余りしなかったために、私の母は祖父が軍人としてどこの戦地においてどのようなことをしたのかほとんど知らず、私も祖父の戦争体験については断片的な話しか聞いていません。ただ、私が中学生の頃に母から聞いたこととして、祖父が命を失ったまま日本に帰国して四国にある実家に帰ってきた際に祖父の母から「何故帰ってきたのだ」と責められたという話は今でも忘れることができません。

当時は、「戦争は絶対やっちゃいけない」、「おじいちゃんが可哀想」という程度の感想しかなかったのですが、今になって考えると、国のために命を捧げることが善しとされていた当時の異常な状況を感じるエピソードだと思います。

祖父の戦争体験が、困っている方々を助けたいという私の思いの根本にある出来事であることは間違いありません。

第3 自由法曹団との出会い

お恥ずかしながら、私が自由法曹団の活動内容を正確に知ったのは事務所に入所してからでした。新人団員向けの勉強会の席で、自由法曹団がこれまで取り組んできた活動や事件についてご説明いただきました。その中でも特に印象的だったのが、憲法を学習する者には必携である憲法百選に掲載されている多くの憲法事件に団員の方々が関わっているという事実でした。

その事実を知った時には、自由法曹団の歴史の深さを実感するとともに、自分も諸先輩方のような弁護士になれるのかとプレッシャーを感じたことを覚えています。

第4 現在取り組んでいる事件などについて

現在は、新生存権裁判の弁護団に加入し、生活保護利用者の方々とお話をさせていただくなかで、日本の社会保障制度について改めて勉強をしているところです。また、「3000 万人署名弾圧事件」についても弁護団の一員として取り組んでいます（この事件については、別途支部ニュースでご報告させていただきます）。

第5 最後に

現在は、人権課題に積極的に取り組む先輩方の活動を支部ニュース等で目にする度に感銘を受ける日々ですが、困っている方々と助けたいという思いを常に忘れずに、自由法曹団の企画・活動に参加し、様々な人権課題に取り組んでいきたいと考えています。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

4月幹事会議事録

1 国内外の情勢

ア 国際情勢

・朝鮮半島情勢 金正恩訪中、南北首脳会談（4月27日）、米朝首脳会談（5月末～6月上旬）緊張緩和の流れ進む。

・安倍訪米（4月19日）カヤの外を嫌うも、TPP・関税問題では成果なし。「友情の限界」

イ 国内情勢

- ・森友文書改ざんに加え、4月以降、加計首相案件発言、自衛隊日報隠蔽、財務次官セクハラ等次々明らかに。安倍強権政治の弊害が顕著になる。
- ・4月14日国会前行動に5万人。安倍内閣打倒の声高し。
- ・政権支持率がついに26.7%に（NNN）。不支持53.4%
- ・野党6党が4月19日麻生財務相辞任、柳瀬元首相秘書官の証人喚問党で自民党に申し入れるも自公拒否（4月20日から審議拒否）
- ・しかし、倒閣の展望は不透明。安倍降ろし、野党の政権構想共になし。9月自民党総裁選まで引きずる？ 6月解散も？

2 憲法

ア 自民党大会（3月25日）改憲素案の正体

- ・「自衛隊はちっとも変わらない」のウソ明らかに。細田博之自民党憲法改正推進本部長らは、4月18日、日本記者クラブで「動かさないというのは何も変えないことで担保されるわけではない。憲法改正の条文を作って、その解釈いかん、政府としての方針や党の意見を議論するのが立憲主義だ」、中谷元本部長代理「（自衛の措置をとる）色々読み方はある」としてフルスペックの集団的自衛権行使を否定せず。

イ 渡辺治、4月13日、救援会での講演。

- 「わざわざ『自衛の措置を妨げず』と書くことで、戦争法により海外での武力行使を認められた自衛隊を合憲化するだけでなく、集団的自衛権の全面行使に道拓く」

緊急事態条項で、「戦時、非常時での政府の命令による人権制限」が可能となる。

ウ 学習・交流会での行動提起について

9条改憲反対と安倍内閣退陣をセットで訴える。安倍政権不支持を表明できる署名は3000万人署名しかない。

多様な運動に打って出る。自民党改憲案の危険な実態を知らせる。⇒行動提起参照

エ 支部改憲ニュースの刷新

オ 国会での過剰警備問題

3 都政問題

ア 迷惑防止条例運動の総括 4月20日総括会議

イ オスプレイ横田基地配備問題

4月15日、座り込み行動が10年目に入る。

4月20日防衛省への抗議声明執行の総括。

ウ 自民党都議の性教育攻撃による教育への不当介入問題（3月5日）

「教育の自由を守る足立区民の集い」（4月26日）

4 若手支部員対策（支部の活性化）

ア 60期以降の若手支部団員の現状

→60期台は120から130名、50期台は60名程

イ 他団体の状況

- ・労弁東京支部 支部長、事務局長、事務局員20名（実働10名）

学習会活動、事件相談が中心。ブログ形式のホームページ。

- ・青法協東京支部 支部長、事務局長のみ、若手が本部の各専門委員会に参加。

ウ 60期台の若手で新しい自由法曹団の活動を検討する若手会議を開いてはどうか。

- ・ネット時代の大衆的裁判等闘争、国際活動（東京と並ぶ外国の首都の法律家団体との連携）、インターネットによる集客術（響）、横田基地見学などのツアー企画

エ 魅力ある支部に

SNS活用を利用した発信

HPに支部若手団員の活躍をカッコよく写真、動画でどんどん掲載する。支部ニュースの原稿を写真付きで送ってもらい、本人のブログ的にHPに掲載。神奈川支部はフェイスブックを活用しているので参考になるのではないかな。

5 刑事司法・弾圧関係

- ・小金井市における弾圧事件の状況、その後。今後の教訓は。

6 労働・貧困関係

- ・4月6日「働き方改革法案」国会提出。当初、政府与党は5月連休明けの衆院通過を目指していたが、まったく審議入りできていない。6月20日の会期末までに成立する可能性は低くなっている。

7 当面の日程

【戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会主催の安倍内閣は総辞職を！国会前連続行動】

日時：5月10日（木）18：30～

日時：5月17日（木）18：30～

日時：5月19日（土）14：00～

場所：衆議院第2議員会館前

【美ら海壊すな・5.26国会包囲行動】

日時：5月26日（土）14：00～

場所：国会周辺（4つのエリアリレートーク）

共催：基地の県内移設に反対する県民会議、「止めよう！辺野古 埋立て」国会包囲実行委員会

【働く人が大切にされる社会を！日比谷野音集会2018】

日時：5月22日 18：30～ 終了後、国会請願デモ

場所：日比谷野外音楽堂

主催：日本労働弁護団

【教科書5・25 中学校道徳教科書採択運動スタート集会】

日時：5月25日 18：00～

場所：ラパスホール東京労働会館7階・東京都豊島区南大塚2-33-10

主催：東京教科書採択問題連絡会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

＜保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜保険料表＞

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年

支払対象外 期間 満年齢	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)